

平成 2 9 年 1 2 月 5 日 招 集

第 4 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

平成 2 9 年 第 4 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 8 1 号	専決処分事項の承認について	平成 2 9 年 1 2 月 5 日		
議第 8 2 号	天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 8 3 号	天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 8 4 号	天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 8 5 号	天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 8 6 号	天草市新和育苗施設条例を廃止する条例の制定について	〃		
議第 8 7 号	天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 8 8 号	天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 8 9 号	天草市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 9 0 号	あらたに生じた土地の確認について	〃		
議第 9 1 号	字の区域の変更について	〃		
議第 9 2 号	指定管理者の指定について	〃		
議第 9 3 号	市道路線の認定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 9 4 号	平成 2 9 年度天草市一般会計補正予算 (第 4 号)	平成 2 9 年 1 2 月 5 日		
議第 9 5 号	平成 2 9 年度天草市国民健康保険特別 会計補正予算 (第 1 号)	〃		
議第 9 6 号	平成 2 9 年度天草市介護保険特別会計 補正予算 (第 2 号)	〃		
議第 9 7 号	平成 2 9 年度天草市後期高齢者医療特 別会計補正予算 (第 1 号)	〃		
議第 9 8 号	平成 2 9 年度天草市浄化槽市町村整備 推進事業特別会計補正予算 (第 1 号)	〃		
議第 9 9 号	平成 2 9 年度天草市国民健康保険診療 施設特別会計補正予算 (第 1 号)	〃		
議第 1 0 0 号	平成 2 9 年度天草市歯科診療所特別会 計補正予算 (第 1 号)	〃		
議第 1 0 1 号	平成 2 9 年度天草市斎場事業特別会計 補正予算 (第 3 号)	〃		
議第 1 0 2 号	平成 2 9 年度天草市病院事業会計補正 予算 (第 1 号)	〃		
議第 1 0 3 号	平成 2 9 年度天草市水道事業会計補正 予算 (第 2 号)	〃		
議第 1 0 4 号	平成 2 9 年度天草市下水道事業会計補 正予算 (第 3 号)	〃		

議第 8 1 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第 10 号

専 決 処 分 書

平成 29 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 29 年 9 月 28 日

天草市長 中 村 五 木

（専決処分の理由）

平成 29 年 10 月 22 日に執行される衆議院議員総選挙に伴う経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成２９年度天草市一般会計補正予算（第３号）

平成２９年度天草市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 60,246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,799,537千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		3,629,782	60,246	3,690,028
	3 県委託金	131,214	60,246	191,460
補正されなかった款項に係る額		52,109,509		52,109,509
歳入合計		55,739,291	60,246	55,799,537

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,823,491	60,246	8,883,737
	5 選挙費	72,544	60,246	132,790
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		46,915,800		46,915,800
歳 出 合 計		55,739,291	60,246	55,799,537

議第 82 号

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア（イ）中「第 2 条の 3 第 3 号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）」を加える。

第 2 条の 3 第 2 号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合）

第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日（当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳 6 箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 83 号

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年天草市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表退職手当審査会委員の項の次に次のように加える。

公務災害補償等審査会委員	日額 10,000
--------------	-----------

別表固定資産評価審査委員会の項を次のように改める。

固定資産評価審査委員会委員	日額 10,000
---------------	-----------

別表介護保険要介護認定訪問調査員の項中「139,100」を「143,200」に、同表保育士嘱託員の項中「133,000」を「133,800」に、同表幼稚園補助教員の項中「133,000」を「133,800」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

報酬の額を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 4 号

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の退職手当に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 0 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 2 4 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 2 2 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 2 4 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第 1 1 条第 1 1 項第 5 号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 1 8 条の 2 に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

1 3 平成 3 4 年 3 月 3 1 日以前に退職した職員に対する第 1 1 条第 1 0 項の規定の適用については、同項中「第 2 8 条まで」とあるのは「第 2 8 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2

号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が
ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、
困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため
める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの
(アに掲げる者を除く。）」
とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の天草市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した天草市職員の退職手当に関する条例第3条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて天草市職員の退職手当に関する条例第11条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第

１１条第１１項（第５号に係る部分に限り、天草市職員の退職手当に関する条例第１１条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第１４号）の施行に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 85 号

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例

天草市税特別措置条例（平成 19 年天草市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。）第 2 条」を「）第 2 条第 1 項」に、「において、」を「（次条において「過疎地域」という。）内において」に、「法第 30 条」を「同法第 30 条」に、「）又は」を「）若しくは」に改め、「（以下これらを「事業」という。）」を削り、「、又は」を「、若しくは増設した者、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域（第 3 条において「離島振興地域」という。）内において製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号）第 1 条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。第 4 条において「地域未来投資促進法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域（第 4 条において「促進区域」という。）内において同法第 17 条に規定する承認地域経済牽引事業（第 4 条において「承認地域経済牽引事業」という。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）第 2 条に規定する対象施設（第 4 条において「対象施設」という。）を設置した同法第 14 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者（第 4 条において「承認地域経済牽引事業者」という。）又は半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 9 条の 4 第 1 項に規定する認定産業振興促進計画（以下この条及び第 5 条において「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第 9 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する計画区域（第 5 条において「認定産業振興促進計画区域」という。）内において認定産業振

興促進計画に定められた同法第１７条各号に掲げる事業の用に供する施設若しくは設備を新設し、若しくは」に改める。

第２条の見出しを「（過疎地域内における固定資産税の課税免除）」に改め、同条中「法第２条第２項」を「過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第２条第２項」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「新設又は増設された租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第１２条第１項の表の第１号の第２欄又は第４５条第１項の表の第１号の第２欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第１２条第１項の表の第１号の第３欄又は第４５条第１項の表の第１号の第３欄の規定の適用を受けるもの（取得価額の合計額が２，７００万円を超えるものに限る。）」を「、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成１２年自治省令第２０号）第１条第１号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備」に、「土地については、その」を「土地の」に改める。

第７条を第１０条とする。

第６条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条中「に規定する課税免除」を「から第５条までの規定による課税免除又は不均一課税の措置」に改め、「、課税免除」の次に「若しくは不均一課税の措置」を加え、「免除した」を「天草市税条例第６２条に規定する率により算定した」に改め、同条第２号及び第３号中「課税免除」の次に「又は不均一課税の措置」を加え、同条を第９条とする。

第５条の見出しを「（課税免除又は不均一課税の措置の承継）」に改め、同条第１項中「事業」を「第２条から第５条までの規定により課税免除又は不均一課税の措置を受けることができる者が実施する事業」に、「以下」を「次項において」に改め、同条を第８条とする。

第４条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条中「に規定する課税免除」を「から第５条までの規定の適用」に改め、同条を第７条とする。

第３条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条中「前条」を「第２条から前条まで」に改め、「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、「最初に固定資産税が課されることとなる」を「これらの措置がされた最初の」に改め、同条を第６条とする。

第２条の次に次の３条を加える。

（離島振興地域内における固定資産税の課税免除）

第３条 離島振興地域内において、離島振興法第２条第２項の規定による主務大臣の公示の日

（以下この条において「公示日」という。）から平成３１年３月３１日までの間に、離島振

興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第1号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、その課税を免除することができる。

（促進区域内における固定資産税の課税免除）

第4条 促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第1項に規定する基本計画に係る同条第6項の規定による同意（平成31年3月31日までに行われたものに限る。）の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、対象施設の用に供する家屋及び構築物（対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）並びにこれらの敷地である土地（同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、その課税を免除することができる。

（認定産業振興促進計画区域内における固定資産税の不均一課税）

第5条 認定産業振興促進計画区域内において、認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から平成31年3月31日までの間（計画期間の末日が同月31日前である場合にあっては当該計画期間、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった場合にあっては計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間、平成31年3月31日前に同法第9条の7第1項の規定により認定産業振興促進計画の認定を取り消された場合にあっては計画期間の初日からその取り消された日までの期間）に、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、天草市税条例第6

2条の規定にかかわらず、最初に固定資産税が課されることとなる初年度にあつては100分の0.14、第2年度にあつては100分の0.35、第3年度にあつては100分の0.7とすることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市税特別措置条例の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税に係る課税免除又は不均一課税の措置について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の天草市税特別措置条例第2条の規定により行った課税免除の措置については、なお従前の例による。

（提案理由）

離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく産業の振興に関する計画、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づく地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく産業振興促進計画を策定したことに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、新たに課税免除及び不均一課税の措置を実施するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 86 号

天草市新和育苗施設条例を廃止する条例の制定について

天草市新和育苗施設条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市新和育苗施設条例を廃止する条例

天草市新和育苗施設条例（平成 18 年天草市条例第 183 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新和育苗施設の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 87 号

天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市営住宅条例の一部を改正する条例

天草市営住宅条例（平成 18 年天草市条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 15 条第 1 項ただし書中「場合」の次に「（次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第 16 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入の申告をすること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第 16 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中「収入の額」を「入居者の収入（同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により把握した収入）」に、「当該額」を「当該収入の額」に改める。

第 32 条第 2 項中「第 8 条第 2 項」の次に「（第 16 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項）」を加える。

第 39 条及び第 40 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項及び第 3 項並びに第 32 条第 2 項の規定は、平成 30 年度以後の年度の市営住宅の家賃について適用する。

（提案理由）

公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）の一部改正等に伴い、条例を改正する必要がある。
これが、この条例を提出する理由である。

議第 88 号

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

天草市道路占用料徴収条例（平成 18 年天草市条例第 231 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第一種電柱	1 本につき 1 年	640 円
	第二種電柱		980 円
	第三種電柱		1,320 円
	第一種電話柱		570 円
	第二種電話柱		910 円
	第三種電話柱		1,250 円
	その他の柱類		57 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	6 円
	地下に設ける電線その他の線類		3 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	560 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	340 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公	1 個につき 1 年	1,140 円

	衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		480円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,060円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,140円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		68円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円
	外径が1メートル以上のもの		680円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,140円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの
			Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの
			Aに0.007を乗じて得た額
			階数が3以上のもの
			Aに0.008を乗じて得た額

	上空に設ける通路			5 3 0 円
	地下に設ける通路			3 2 0 円
	その他のもの			1, 1 4 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等 に 際 し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	1 1 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 1 0 円
道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 1 0 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 0 6 0 円
	標識		1 本につき 1 年	9 1 0 円
	旗ざお	祭礼、縁日等 に 際 し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	1 1 円
		その他のもの	1 本につき 1 月	1 1 0 円
		幕（令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等 に 際 し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日
	アーチ	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 1 0 円
		車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1, 0 6 0 円
		その他のもの		5 3 0 円
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 1 0 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				1 1 0 円
令第 7 条第 8 号	トンネルの上又は高架の道路の路面下		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0. 0 2 を乗

号に掲げる施設	に設けるもの	一トールにつき1年	じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額

(備考)

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるものについて近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成

上の諸要素が類似した土地)の固定資産税評価額を表すものとする。

- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間に1月未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路占用料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 89 号

天草市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について

天草市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

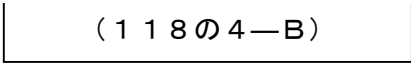
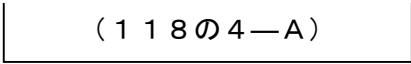
天草市長 中 村 五 木

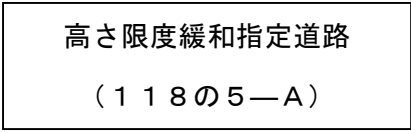
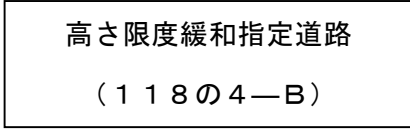
天草市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

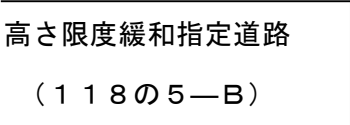
天草市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成 24 年天草市条例第 47 号）の一部を次のように改める。

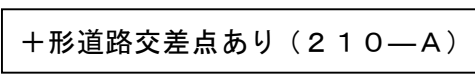
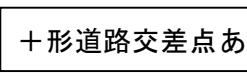
第 2 条中「昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号」の次に「。以下「標識令」という。」を加える。

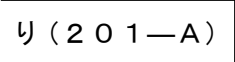
別表の 1 案内標識の表中	「 非常電話 (116 の 2) 」	を	「 非常電話 (116 の 4) 」
」	「 待避所 (116 の 3) 」	を	「 待避所 (116 の 5) 」
に、			
「 登坂車線 (117 の 2—A) 」	を	「 登坂車線 (117 の 3—A) 」	に、
			「 総重量限 (11
度緩和指定道路 8 の 3—A) 」	を	「 総重量限度緩和指定道路 (118 の 4—A) 」	に、
			「 総重量限度緩和指定道 (118 の 3—B)
路	を	「 総重量限度緩和指定道路	に、
			「 高さ限度緩和指定道路

「」」

を「」に、「」を「」

に改める。

別表の2 警戒標識の表「」を「」

に改める。

別表備考第1項中(1)を次のように改める。

- (1) 標識令に定める本標識で、この表に寸法が図示されているものにあつては図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。）を基準とし、それ以外のものにあつては表示される文字及び記号を適切に配置することができる寸法とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 90 号

あらたに生じた土地の確認について

天草市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市牛深町字宮崎 3 1 9 6 の 1 7 及び 3 1 9 6 の 1 8 に隣接する無番地地先、同 3 1 9 6 の 2 3 地先、同 3 1 9 6 の 2 3 及び 3 1 9 6 の 2 に隣接介在する道路地先、同 3 1 9 5 の 3 地先、同 3 1 8 2 の 4、3 1 9 0 の 2 に隣接介在する道路地先、3 1 8 2 の 3 2、3 1 8 2 の 3 1、3 1 8 2 の 3 0、3 1 8 2 の 2 4、3 1 8 2 の 1 5、3 1 8 2 の 1 0 及び 3 1 8 2 の 8 に隣接介在する道路地先、字鬼塚 2 0 6 1 の 1 1 に隣接する道路地先、同 2 0 6 1 の 1 6 に隣接する無番地地先、字石神 2 0 3 9 の 1 2、2 0 3 9-1 2 6 地先、2 0 3 9 の 8 5 に隣接する無番地地先、同 2 0 3 9 の 5 2 及び 2 0 3 9 の 6 4 地先、同 2 0 3 9 の 8 3 及び 2 0 3 9 の 1 0 2 に隣接する無番地地先、字白濱 1 2 1 1 の 2 3、1 2 1 1 の 4 8、1 2 1 1 の 4 9、1 2 1 1 の 5 0、1 2 1 1 の 5 1、1 2 1 1 の 5 2 地先の公有水面埋立地

35, 775. 12 平方メートル

（提案理由）

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 9 1 号

字の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により天草市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

あらたに生じた土地	編入する字
天草市牛深町字宮崎 3 1 9 6 の 1 7 及び 3 1 9 6 の 1 8 に隣接する無番地地先、同 3 1 9 6 の 2 3 地先、同 3 1 9 6 の 2 3 及び 3 1 9 6 の 2 に隣接介在する道路地先、同 3 1 9 5 の 3 地先、同 3 1 8 2 の 4、3 1 9 0 の 2 に隣接介在する道路地先、3 1 8 2 の 3 2、3 1 8 2 の 3 1、3 1 8 2 の 3 0、3 1 8 2 の 2 4、3 1 8 2 の 1 5、3 1 8 2 の 1 0 及び 3 1 8 2 の 8 に隣接介在する道路地先、字鬼塚 2 0 6 1 の 1 1 に隣接する道路地先公有水面埋立地 2 0, 9 8 3. 2 5 平方メートル	天草市牛深町字宮崎
天草市牛深町字鬼塚 2 0 6 1 の 1 1 に隣接する道路地先、同 2 0 6 1 の 1 6 に隣接する無番地地先、字石神 2 0 3 9 の 1 2、2 0 3 9-1 2 6 地先、2 0 3 9 の 8 5 に隣接する無番地地先、同 2 0 3 9 の 5 2 及び 2 0 3 9 の 6 4 地先、同 2 0 3 9 の 8 3 及び 2 0 3 9 の 1 0 2 に隣接する無番地地先、字白濱 1 2 1 1 の 2 3、1 2 1 1 の 4 8、1 2 1 1 の 4 9、1 2 1 1 の 5 0、1 2 1 1 の 5 1、1 2 1 1 の 5 2 地先公有水面埋立地 1 4, 7 9 1. 8 7 平方メートル	天草市牛深町字石神

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 92 号

指定管理者の指定について

天草市営火葬場条例（平成 20 年天草市条例第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市営天草本渡斎場

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 6587 番地

有限会社光正社

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 93 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定するものとする。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起点	終点	総延長 m	道路敷 幅員 m	参考資料 図面番号
3322	森ノ木 1 号 線	本渡町本泉字森ノ 木 75 番 5 地先	本渡町本泉字森ノ 木 72 番 18 地先	179.8	6.0～ 11.3	①
3323	森ノ木 2 号 線	本渡町本泉字森ノ 木 76 番 1 地先	本渡町本泉字森ノ 木 81 番 5 地先	112.6	6.0～ 13.8	①
3324	森ノ木支線 1 号	本渡町本泉字森ノ 木 73 番 14 地先	本渡町本泉字森ノ 木 73 番 29 地先	35.2	4.0～ 9.1	①
3325	森ノ木支線 2 号	本渡町本泉字森ノ 木 99 番 6 地先	本渡町本泉字森ノ 木 98 番 2 地先	30.0	6.0～ 13.0	①
3326	本郷前田 1 号線	河浦町宮野河内字 前田 336 番 13 地先	河浦町宮野河内字 前田 336 番 17 地先	50.2	5.0～ 10.5	②
3327	本郷前田 2 号線	河浦町宮野河内字 前田 336 番 22 地先	河浦町宮野河内字 前田 336 番 25 地先	55.0	5.0～ 9.0	②

(提案理由)

市道の路線を認定するには、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 2 9 年度天草市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 9 年度天草市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 986, 665 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57, 786, 202 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方交付税		23,801,000	△521,576	23,279,424
	1 地方交付税	23,801,000	△521,576	23,279,424
12 分担金及び負担金		550,791	525	551,316
	1 分担金	12,688	525	13,213
14 国庫支出金		6,883,646	80,211	6,963,857
	1 国庫負担金	5,402,987	109,615	5,512,602
	2 国庫補助金	1,462,595	△29,404	1,433,191
15 県支出金		3,690,028	7,305	3,697,333
	1 県負担金	2,204,100	△3,253	2,200,847
	2 県補助金	1,294,468	10,558	1,305,026
17 寄附金		301,201	1,220	302,421
	1 寄附金	301,201	1,220	302,421
18 繰入金		3,628,239	△186,568	3,441,671
	2 基金繰入金	3,628,239	△186,568	3,441,671
19 繰越金		1	2,515,764	2,515,765
	1 繰越金	1	2,515,764	2,515,765
20 諸収入		516,276	88,687	604,963
	5 雑入	307,227	88,687	395,914
21 市債		6,406,600	1,097	6,407,697
	1 市債	6,406,600	1,097	6,407,697
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		10,021,755		10,021,755
歳 入 合 計		55,799,537	1,986,665	57,786,202

歳 出
款

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		265,130	799	265,929
	1 議会費	265,130	799	265,929
2 総務費		8,883,737	2,007,599	10,891,336
	1 総務管理費	8,123,096	2,004,177	10,127,273
	2 徴税費	323,214	△12,660	310,554
	3 地籍調査費	64,052	△246	63,806
	4 戸籍住民基本台帳費	165,302	△6,594	158,708
	5 選挙費	132,790	27,523	160,313
	6 統計調査費	26,611	△166	26,445
	7 監査委員費	48,672	△4,435	44,237
3 民生費		17,297,075	△222,246	17,074,829
	1 社会福祉費	5,114,094	△138,180	4,975,914
	2 高齢者福祉費	4,318,838	△83,269	4,235,569
	3 児童福祉費	6,324,666	△2,768	6,321,898
	4 生活保護費	1,538,977	1,971	1,540,948
4 衛生費		6,554,839	△79,045	6,475,794
	1 保健衛生費	1,004,723	5,953	1,010,676
	2 環境費	3,410,453	11,111	3,421,564
	3 斎場費	100,776	△4,448	96,328
	4 水道費	937,643	△53,145	884,498
	5 病院費	934,177	△32,982	901,195
	6 看護専門学校費	167,067	△5,534	161,533
5 農林水産業費		2,599,417	△4,924	2,594,493
	1 農業費	1,371,747	△4,127	1,367,620
	2 林業費	334,155	△3,980	330,175
	3 水産業費	893,515	3,183	896,698

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 商工費		1, 662, 048	20, 385	1, 682, 433
	1 商工費	1, 662, 048	20, 385	1, 682, 433
7 土木費		3, 200, 793	45, 608	3, 246, 401
	1 土木管理費	227, 474	17, 134	244, 608
	2 道路橋梁費	1, 683, 987	7, 484	1, 691, 471
	3 河川費	201, 182	△531	200, 651
	4 港湾費	160, 630	514	161, 144
	5 都市計画費	666, 922	14, 906	681, 828
	7 住宅費	260, 598	6, 101	266, 699
8 消防費		3, 209, 560	△59	3, 209, 501
	1 消防費	3, 209, 560	△59	3, 209, 501
9 教育費		5, 101, 198	15, 674	5, 116, 872
	1 教育総務費	1, 234, 338	△85, 550	1, 148, 788
	2 小学校費	2, 361, 621	30, 253	2, 391, 874
	3 中学校費	237, 381	15, 947	253, 328
	4 幼稚園費	123, 899	9, 238	133, 137
	6 学校給食費	582, 292	15, 180	597, 472
	7 社会教育費	561, 667	30, 606	592, 273
10 災害復旧費		159, 022	202, 874	361, 896
	1 農林水産施設災害復旧費	61, 686	14, 600	76, 286
	2 公共土木施設災害復旧費	97, 336	188, 274	285, 610
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		6, 866, 718		6, 866, 718
歳 出 合 計		55, 799, 537	1, 986, 665	57, 786, 202

第2表 繰越明許費補正

1 繰越明許費の追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	2 林業費	単独治山事業	5,049
	3 水産業費	漁村再生交付金事業	51,000
		単独漁港整備事業	94,000
6 商工費	1 商工費	崎津観光交流広場整備事業	50,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	165,000
	5 都市計画費	都市計画道路太田町水の平線整備事業	56,000
		熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	65,000
	7 住宅費	市営住宅ストック総合改善事業	128,600
8 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	1,079,060
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	19,980
	3 中学校費	中学校施設大規模改造事業	13,036
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生補助農業施設	46,600
		現年発生単独林業施設	4,000
		現年発生単独治山施設	8,240
	2 公共土木施設 災害復旧費	現年発生補助公共土木施設	154,544
		現年発生単独公共土木施設	22,050

第3表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広報紙印刷製本費	平成30年度	17,470
広報紙配送業務委託料	平成30年度	3,383
コミュニティエフエム行政放送委託料	平成30年度	12,593
新和町巡回バス運行業務委託料	平成30年度	13,779
コミュニティセンター指定管理業務委託料（51施設）	平成30年度～平成32年度	658,816
	年度別内訳	
	平成30年度	217,588
	平成31年度	219,606
コミュニティセンター指定管理業務委託料（1施設）	平成32年度	221,622
	平成30年度～平成31年度	10,485
	年度別内訳	
	平成30年度	5,218
コミュニティセンター指定管理業務委託料（1施設）	平成31年度	5,267
	平成30年度	6,758
コミュニティエフエム局管理事業費	平成30年度	5,768
御所浦保育所通園バス運行業務委託料	平成30年度～平成32年度	24,035
	年度別内訳	
	平成30年度	7,938
	平成31年度	8,012
ごみ袋作製費	平成32年度	8,085
	平成30年度	38,520
一般廃棄物収集運搬業務委託料（本渡地区・不燃を除く全て）	平成30年度	379,731
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	平成30年度	21,233

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市汚泥再生処理センター運転管理業務委託料	平成30年度～平成32年度	370,515
	年度別内訳	
	平成30年度	122,328
	平成31年度	123,591
	平成32年度	124,596
道路維持補修業務委託料	平成30年度	160,023
防災行政無線整備事業費	平成30年度	371,030
スクールボート運航管理業務委託料	平成30年度	23,158
スクールバス運行管理業務委託料（牛深東小中3台・本渡東小2台・有明小5台）	平成30年度	103,316
天草キリシタン館入館者等整理誘導警備業務委託料	平成30年度	2,495
天草キリシタン館エスカレーター・エレベーター保守点検業務委託料	平成30年度～平成32年度	7,848
	年度別内訳	
	平成30年度	2,592
	平成31年度	2,616
	平成32年度	2,640

第4表 地方債補正

1 地方債の追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校施設整備事業	12,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入 れる資金について、利率の見直しを 行った後においては、当該見直し後 の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀 行その他の場合にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

2 地方債の変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	1,268,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	1,287,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
災害復旧事業	1,109,700	〃	〃	〃	1,187,700	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,461,000	〃	〃	〃	1,352,897	〃	〃	〃

議第 95 号

平成 29 年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203,493 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,625,502 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		4,026,641	△76,080	3,950,561
	1 国庫負担金	2,450,199	△76,080	2,374,119
5 療養給付費交付金		199,062	37,284	236,346
	1 療養給付費交付金	199,062	37,284	236,346
6 前期高齢者交付金		3,494,980	△144,418	3,350,562
	1 前期高齢者交付金	3,494,980	△144,418	3,350,562
9 繰入金		1,335,106	△150,847	1,184,259
	1 一般会計繰入金	1,335,105	△150,847	1,184,258
10 繰越金		100,001	537,554	637,555
	1 繰越金	100,001	537,554	637,555
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		6,266,219		6,266,219
歳 入 合 計		15,422,009	203,493	15,625,502

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		150,839	△1,182	149,657
	1 総務管理費	130,591	△1,182	129,409
2 保険給付費		9,441,115	286,900	9,728,015
	1 療養諸費	8,178,815	234,000	8,412,815
	2 高額療養費	1,219,000	52,900	1,271,900
3 後期高齢者支援金等		1,439,105	△105,997	1,333,108
	1 後期高齢者支援金等	1,439,105	△105,997	1,333,108
4 前期高齢者納付金等		1,323	3,662	4,985
	1 前期高齢者納付金等	1,323	3,662	4,985
6 介護納付金		605,700	△48,312	557,388
	1 介護納付金	605,700	△48,312	557,388
8 保健事業費		153,916	679	154,595
	1 保健事業費	116,229	600	116,829
	2 特別総合保健事業費	37,687	79	37,766
11 諸支出金		10,686	59,332	70,018
	1 償還金及び還付加算金	10,002	59,332	69,334
12 予備費		50,000	8,411	58,411
	1 予備費	50,000	8,411	58,411
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		3,569,325		3,569,325
歳 出 合 計		15,422,009	203,493	15,625,502

平成 2 9 年度天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 240,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,560,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		3,066,233	980	3,067,213
	2 国庫補助金	1,187,295	980	1,188,275
5 県支出金		1,604,931	2,019	1,606,950
	1 県負担金	1,536,973	2,019	1,538,992
7 繰入金		1,874,880	△58,529	1,816,351
	1 一般会計繰入金	1,674,880	△58,529	1,616,351
8 繰越金		9,645	296,172	305,817
	1 繰越金	9,645	296,172	305,817
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		4,764,238		4,764,238
歳 入 合 計		11,319,927	240,642	11,560,569

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		268,431	9,201	277,632
	1 総務管理費	154,160	9,201	163,361
6 基金積立金		740	166,833	167,573
	1 基金積立金	740	166,833	167,573
8 諸支出金		12,645	64,608	77,253
	1 償還金及び還付加算金	12,645	64,608	77,253
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		11,038,111		11,038,111
歳 出 合 計		11,319,927	240,642	11,560,569

議第 97 号

平成 29 年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16,373 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,192,534 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金		482,840	△22,626	460,214
	1 一般会計繰入金	482,840	△22,626	460,214
5 繰越金		1	6,253	6,254
	1 繰越金	1	6,253	6,254
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		726,066		726,066
歳 入 合 計		1,208,907	△16,373	1,192,534

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		41,579	549	42,128
	1 総務管理費	40,030	549	40,579
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,130,510	△16,922	1,113,588
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,130,510	△16,922	1,113,588
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		36,818		36,818
歳 出 合 計		1,208,907	△16,373	1,192,534

議第 98 号

平成 29 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 580 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120,166 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 繰入金		63,197	△717	62,480
	1 一般会計繰入金	62,389	△717	61,672
7 繰越金		1	137	138
	1 繰越金	1	137	138
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		57,548		57,548
歳 入 合 計		120,746	△580	120,166

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		89,665	△580	89,085
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	89,665	△580	89,085
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		31,081		31,081
歳 出 合 計		120,746	△580	120,166

議第 99 号

平成 29 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 196,241 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 12 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金		96,460	△22,500	73,960
	1 一般会計繰入金	96,460	△22,500	73,960
6 繰越金		1	22,602	22,603
	1 繰越金	1	22,602	22,603
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		99,678		99,678
歳 入 合 計		196,139	102	196,241

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務管理費		152,711	102	152,813
	1 総務管理費	152,711	102	152,813
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		43,428		43,428
歳 出 合 計		196,139	102	196,241

議第 1 0 0 号

平成 2 9 年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度天草市の歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59, 558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		31,581	△10,811	20,770
	1 一般会計繰入金	31,581	△10,811	20,770
4 繰越金		1	11,366	11,367
	1 繰越金	1	11,366	11,367
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		27,421		27,421
歳 入 合 計		59,003	555	59,558

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務管理費		39,980	555	40,535
	1 総務管理費	39,906	555	40,461
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		19,023		19,023
歳 出 合 計		59,003	555	59,558

議第 1 0 1 号

平成 2 9 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 9 年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		100,776	△4,448	96,328
	1 繰入金	100,776	△4,448	96,328
4 繰越金		1	4,448	4,449
	1 繰越金	1	4,448	4,449
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		3,930		3,930
歳 入 合 計		104,707	0	104,707

平成29年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成29年度天草市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（2）延患者数		248,107 人	△ 814 人	247,293 人
入院患者数	医療型療養病床	38,325 人	△ 365 人	37,960 人
	結核病床	1,460 人	△ 365 人	1,095 人
外来患者数	一般外来	147,379 人	879 人	148,258 人
	介護サービス	6,923 人	△ 963 人	5,960 人
（3）一日平均患者数		784 人	△ 3 人	781 人
入院患者数	医療型療養病床	105 人	△ 1 人	104 人
	結核病床	4 人	△ 1 人	3 人
外来患者数	一般外来	503 人	3 人	506 人
	介護サービス	24 人	△ 4 人	20 人

（収益的收入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入				
第1款 病院事業収益		3,987,196 千円	△ 20,456 千円	3,966,740 千円
第1項 医 業 収 益		3,357,450 千円	△ 21,864 千円	3,335,586 千円
第2項 医 業 外 収 益		629,734 千円	329 千円	630,063 千円
第3項 特 別 利 益		12 千円	1,079 千円	1,091 千円
支 出				
第1款 病院事業費用		3,987,196 千円	△ 20,456 千円	3,966,740 千円
第1項 医 業 費 用		3,901,802 千円	△ 29,275 千円	3,872,527 千円
第4項 予 備 費		4,000 千円	8,819 千円	12,819 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「224,806千円」を「220,914千円」に、過年度分損益勘定留保資金「207,049千円」を「203,157千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	288,546 千円	3,892 千円	292,438 千円
第3項 他会計補助金	680 千円	652 千円	1,332 千円
第5項 固定資産売却代金	0 千円	3,240 千円	3,240 千円

（債務負担行為）

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第1表 債務負担行為」のとおり追加する。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職 員 給 与 費	2,510,716 千円	△ 41,426 千円	2,469,290 千円

（他会計からの補助金）

第7条 予算第10条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
病院事業収益	医業外収益	24,320千円	329千円	24,649千円
資本的収入	他会計補助金	680千円	652千円	1,332千円
合 計		25,000千円	981千円	25,981千円

平成29年12月5日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 債務負担行為

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病院清掃業務委託料（牛深・河浦）	平成30年度～平成32年度	72,602
	年度別内訳	
	平成30年度	23,978
	平成31年度	24,201
	平成32年度	24,423
浄化槽保守点検業務委託料	平成30年度～平成32年度	28,170
	年度別内訳	
	平成30年度	9,302
	平成31年度	9,391
	平成32年度	9,477
透視撮影装置保守業務委託料	平成30年度～平成32年度	11,712
	年度別内訳	
	平成30年度	3,868
	平成31年度	3,904
	平成32年度	3,940
自動分析装置保守業務委託料	平成30年度～平成32年度	9,539
	年度別内訳	
	平成30年度	3,150
	平成31年度	3,180
	平成32年度	3,209
X線撮影装置保守業務委託料	平成30年度～平成32年度	2,984
	年度別内訳	
	平成30年度	985
	平成31年度	995
	平成32年度	1,004

事 項	期 間	限 度 額
F C Rシステム保守業務委託料	平成30年度～平成32年度	2, 978
	年度別内訳	
	平成30年度	983
	平成31年度	993
	平成32年度	1, 002
自動ドア保守管理業務委託料	平成30年度～平成32年度	2, 527
	年度別内訳	
	平成30年度	834
	平成31年度	843
	平成32年度	850
電話設備保守管理業務委託料	平成30年度～平成32年度	1, 655
	年度別内訳	
	平成30年度	546
	平成31年度	552
	平成32年度	557
検査・健診システム保守業務委託料	平成30年度～平成32年度	1, 515
	年度別内訳	
	平成30年度	500
	平成31年度	505
	平成32年度	510
感染性産業廃棄物処理業務委託料	平成30年度～平成32年度	契約に定める額
	年度別内訳	
	平成30年度	契約に定める額
	平成31年度	契約に定める額
	平成32年度	契約に定める額
オーダーリングシステム等保守管理委託料	平成30年度	15, 831
C Tスキャナ保守業務委託料	平成30年度	14, 534

事 項	期 間	限 度 額
医用画像システム保守点検業務委託料	平成30年度	11,287
医療ガス設備保守点検業務委託料	平成30年度	4,852
空調設備保守点検業務委託料	平成30年度	4,398
エレベーター等保守管理業務委託料	平成30年度	4,201
病院管理等業務委託料	平成30年度	2,856
病院清掃業務委託料（栖本）	平成30年度	2,010
内視鏡保守点検業務委託料	平成30年度	1,847
排水処理槽点検業務委託料	平成30年度	1,433
財務会計システム保守管理委託料	平成30年度	1,300
消防設備保守点検業務委託料	平成30年度	1,250
人工呼吸器等保守点検業務委託料	平成30年度	1,210
医療事務コンピュータソフトウェア更新業務委託料	平成30年度	977
日立MRイメージング装置保守料	平成30年度	810
医療事務コンピュータ保守点検業務委託料	平成30年度	469
浄化槽清掃等業務委託料	平成30年度	445
眼科自動視野計保守業務委託料	平成30年度	389
栄養管理システムソフトウェア保守委託料	平成30年度	312
廃棄物収集運搬処理業務委託料	平成30年度	契約に定める額
臨床検査業務委託料	平成30年度	契約に定める額
患者衣・寝具等賃借料	平成30年度～平成32年度	契約に定める額
	年度別内訳	
	平成30年度	契約に定める額
	平成31年度	契約に定める額
	平成32年度	契約に定める額
医事コンピューター賃借料	平成30年度	1,296
酸素供給装置賃借料	平成30年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	平成30年度	契約に定める額

議第 103 号

平成 29 年度天草市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 29 年度天草市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 29 年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		支 出		
第 1 款 事 業 費	2,701,982 千円		△ 11,825 千円	2,690,157 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,402,657 千円		△ 11,825 千円	2,390,832 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1, 242, 897 千円」を「1, 222, 413 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「40, 890 千円」を「36, 264 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1, 202, 007 千円」を「1, 186, 149 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第 1 款 資 本 的 収 入	334,613 千円		△ 53,145 千円	281,468 千円
第 3 項 工 事 負 担 金	105,300 千円		△ 53,145 千円	52,155 千円
		支 出		
第 1 款 資 本 的 支 出	1,577,510 千円		△ 73,629 千円	1,503,881 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	595,007 千円		△ 73,629 千円	521,378 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	194,870 千円	△ 23,094 千円	171,776 千円

平成29年12月5日提出

天草市長 中村五木

平成29年度天草市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成29年度天草市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入	
第1款 事業収益	1,945,565 千円	1,885 千円	1,947,450 千円
第2項 営業外収益	1,099,386 千円	1,885 千円	1,101,271 千円
		支 出	
第1款 事業費	1,854,768 千円	1,885 千円	1,856,653 千円
第1項 営業費用	1,688,866 千円	1,885 千円	1,690,751 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 32, 312千円、過年度分損益勘定留保資金69, 401千円、当年度分損益勘定留保資金571, 206千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46, 547千円、減債積立金136, 502千円、過年度分損益勘定留保資金35, 308千円、当年度分損益勘定留保資金454, 562千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入	
第1款 資本的収入	835,319 千円	4,374 千円	839,693 千円
第2項 補助金	420,902 千円	4,374 千円	425,276 千円
		支 出	
第1款 資本的支出	1,508,238 千円	4,374 千円	1,512,612 千円
第1項 建設改良費	772,495 千円	4,374 千円	776,869 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	平成30年度	3,622 千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	平成30年度	1,555 千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	平成30年度	21,670 千円
下田浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	6,953 千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	9,661 千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	10,367 千円
汚泥脱水業務委託	平成30年度	6,592 千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	8,616 千円
新町浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	2,407 千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	6,748 千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	平成30年度	1,550 千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	平成30年度	8,617 千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	9,891 千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	平成30年度	6,110 千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	6,510 千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	平成30年度	7,138 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	97,918 千円	6,259 千円	104,177 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条の表中に定めた、補助を受ける金額「569,510千円」を「571,395千円」に、「150,027千円」を「154,401千円」に改める。

平成29年12月5日提出

天草市長 中 村 五 木